（健康保険法施行規則の一部改正）

第四条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

様式第二十三号（表面）中「四　保険医療機関」を「五　保険医療機関」に、「六～九　（省略）」を「七～十　（省略）」に、「一　（省略）」を「一・二　（省略）」に、「二　保険医」を「三　保険医」に、「三～六　（省略）」を「四～七　（省略）」に改め、同様式（裏面）中「一～三　（省略）」を「一～四　（省略）」に改める。

（保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部改正）

第五条　保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和三十二年厚生省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定の申請） **第三条**　法第六十五条第一項の規定により保険医療機関又は保険薬局の指定を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、様式第一号による指定申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、これを指定に関する管轄地方厚生局長等に提出しなければならない。ただし、法第六十八条第一項の規定に該当する場合において引き続き保険医療機関又は保険薬局の指定を受けようとするときは、第一号に掲げる書類は、添付することを要しない。 一　（略） 二　病院又は診療所にあつては保険医（保険医療機関の管理者を除く。）、薬局にあつては保険薬剤師（管理薬剤師を除く。）の氏名及び保険医又は保険薬剤師の登録の記号及び番号並びに担当診療科名を記載した書類 三・四　（略） 五　病院又は診療所にあつては、保険医療機関の管理者となろうとする者が法第七十条の二第一項に掲げる要件のいずれにも該当することを証する書類 六　保険薬局にあつては、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二条の二第二項に規定するオンライン診療受診施設（以下この号、第八条第一項第四号及び第十二条第一項第三号において「オンライン診療受診施設」という。）と一体的な構造をなし、又は一体的な経営を行う場合には、当該オンライン診療受診施設が保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第二条の三第一項第一号に規定する別に厚生労働大臣が定める要件に該当することを示す書類 2・3　（略） （保険医療機関及び保険薬局に関する届出） **第八条**　保険医療機関又は保険薬局の開設者は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、速やかに、その旨及びその年月日を指定に関する管轄地方厚生局長等に届け出なければならない。この場合において、第一号（保険医療機関の管理者に異動があつたときに限る。）に掲げる事由が生じたときは第三条第一項第五号に掲げる書類、第四号に掲げる事由が生じたときは同項第六号に掲げる書類を添付しなければならない。 一　保険医療機関の管理者、管理薬剤師、保険医又は保険薬剤師に異動があつたとき。 二　法第八十条第八号から第十号までの規定に該当するに至つたとき。	（指定の申請） **第三条**　法第六十五条第一項の規定により保険医療機関又は保険薬局の指定を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、様式第一号による指定申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、これを指定に関する管轄地方厚生局長等に提出しなければならない。ただし、法第六十八条第一項の規定に該当する場合において引き続き保険医療機関又は保険薬局の指定を受けようとするときは、第一号に掲げる書類は、添付することを要しない。 一　（略） 二　病院又は診療所にあつては保険医（管理者を除く。）、薬局にあつては保険薬剤師（管理薬剤師を除く。）の氏名及び保険医又は保険薬剤師の登録の記号及び番号並びに担当診療科名を記載した書類 三・四　（略） （新設） （新設） 2・3　（略） （保険医療機関及び保険薬局に関する届出） **第八条**　保険医療機関又は保険薬局の開設者は、次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、速やかに、その旨及びその年月日を指定に関する管轄地方厚生局長等に届け出なければならない。 一　管理者、管理薬剤師、保険医又は保険薬剤師に異動があつたとき。 二　法第八十条第七号から第九号までの規定に該当するに至つたとき。